

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和4年度 第4回理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (1) 第1号議案のとおり、顧問の選任に関し同意する。
- (2) (1)の提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日は、
令和4年7月13日とする。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 三和伸彦

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和4年7月13日(水)

4 議事録の作成に係る職務を行った理事

理事長 三和伸彦

5 理事総数8名の同意書

別添のとおり

6 監事総数2名の異議がないことを証する書類

別添のとおり

令和4年6月28日、理事長三和伸彦が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発送し、当該提案につき令和4年7月13日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第36条に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和4年7月13日

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

理事長 三和伸彦 印

第1号議案

顧問の選任に関する同意の件

定款第40条第2項の規定に基づき、下記の者を顧問に選任することに同意する。

記

1 顧問

奥田晃久
(国土交通省近畿地方整備局企画部長)

2 任期

任期は令和4年7月13日から令和6年3月31日までとする。